

【群馬地区】ガスのご契約内容の変更（ガス料金見直し等）に関するお知らせ

2026年4月27日

東京ガス株式会社

表題につきまして、ガス事業法に基づき、以下のとおりお知らせいたします。

当社は、2026年10月1日付で、ガスのご契約内容（約款）を変更いたします。

なお、本見直しに伴うお客さまご自身でのお手続きは不要です。

1. 対象のお客さま

以下の料金メニューを適用しているお客さまが対象となります。

- ・ 一般ガス供給約款（一般料金）
- ・ 選択約款（ずっともガス契約、家庭用高効率給湯器契約《湯ったりエコぷらん》、家庭用ガス温水床暖房契約《暖らんぷらん》、家庭用コージェネレーションシステム契約《エコウィルで発電エコぷらん》、家庭用燃料電池契約《エネファームで発電エコぷらん》）

2. 見直し内容

（1）ガス料金の見直し（2026年11月検針分より適用）

①内容

ガス卸先による卸価格の引き上げや、物価上昇に伴う諸経費の高騰の影響、昨今の販売量の減少等による影響を踏まえ、引き続きお客さまに関わるサービスを維持していくために、**1か月あたりの基本料金を150円、基準単位数料金を2.52円/m³引き上げ**いたします。

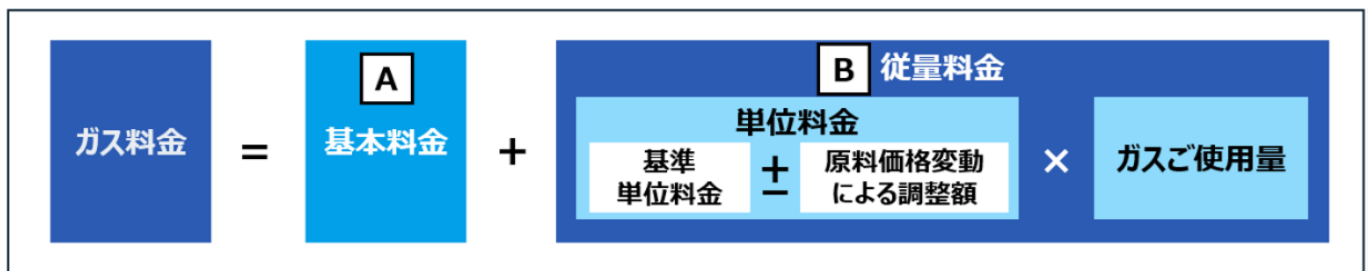
また、**原料費調整制度^{*1}に基づく調整額^{*2}の算定に用いるLNG構成比率・LPG構成比率の値を今後のLNG・LPG調達等の見通しに合わせて変更**いたします。それに伴い、**基準平均原料価格及び基準単位数料金の再算定は、2025年11月～2026年1月の貿易統計の原料価格に基づいて**行います。

*1：詳細は、当社ホームページ「[原料費調整制度とは？ | 東京ガス](#)」をご確認ください。

*2：原料費調整制度に基づき算定した、基準単位数料金からの各月の変動額（円/m³）をいいます。

②お客さまへの影響（標準家庭における影響額）

〈ガス料金の計算方法〉



例：一般料金かつ標準家庭のガス使用量（36m³/月）の場合の本見直しによるお客さまへの影響額（税込）

		変更前	変更後	差（影響額）
A+B：ガス料金（円/月） ^{*3}		6,669	6,910	+241
内訳	A：基本料金（円/月）	1,295	1,446	+150
	B：従量料金（円/月）	5,373	5,464	+91

*3：詳細の計算式は下記の通りとなります。単位数料金は、2026年4月検針分（2025年11月～2026年1月の貿易統計の原料価格より算定）に適用される原料費調整額を含みます。国の電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金の値引きは含みません。

【変更前】〈基本料金〉1,296.10 + 〈単位数料金〉149.27 × 〈ガスご使用量〉36 = 6,669（小数点以下切り捨て）

【変更後】〈基本料金〉1,446.10 + 〈単位数料金〉151.79 × 〈ガスご使用量〉36 = 6,910（小数点以下切り捨て）

③料金表の新旧対照表および早見表

- ・新旧対照表は、こちらよりご確認ください。
- ・早見表は、こちらよりご確認ください。

(2) 払込書でお支払いのお客さまに関する見直し

①払込書発行手数料の変更(2026年11月検針分より適用)

- ・物価上昇に伴う諸経費の高騰の影響により、払込書の発行にかかるコストが増加している状況を踏まえ、今後も安定的にサービスを提供していくため、2026年11月検針分より、以下の通り払込書発行手数料を引き上げいたします。

	変更前	変更後
払込書発行手数料(税込)	220円/月	270円/月

※「ガス・電気セット割」が適用されている場合は、ガス・電気まとめてのお知らせ・ご請求となるため、1通分のみのご負担となります。

※契約直後等の初回請求より3回目のご請求までは払込書発行手数料はかかりません。

②翌月合算制度の廃止(2026年10月1日より適用)

- ・ご請求料金が1,500円を下回る場合、翌月料金とあわせてお支払いいただくことがある規定としておりましたが、この運用を廃止いたします。

(3) 料金未払いや法令違反時の取扱いに関する見直し(2026年10月1日より適用)

①解約に関する規定の変更

- ・支払期限日までに料金をお支払いいただけない場合、供給停止をしてから契約を解約することとしておりましたが、供給停止を経ずとも解約できる規定を追加いたします。
- ・お客さまに重大な法令違反や公序良俗に反する行為等があった場合に、当社より契約を解約できる規定を追加いたします。

②供給再開に関する規定の変更

- ・これまで供給再開の訪問時間等を約款に規定しておりましたがこれを削除いたします。2026年10月以降、供給再開の受付について、申し込み当日の訪問を廃止し、翌日以降の訪問に変更いたします。

③承諾の限界に関する規定の変更

- ・当社を設定する与信基準等により、申し込みを承諾できないことがある規定を追記いたします。

(4) その他ご契約に関する見直し(2026年10月1日より適用)

①検針に関する規定の変更

- ・ガスの使用開始時等、検針日から次の検針日までの期間が短く、一定の日数以内の場合に検針を省略できる規定について、日数の条件を削除し、託送供給約款に定める検針の規定に基づく対応等といたします。

②日割計算に関する規定の変更

- ・解約により料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合に料金を日割計算する規定につき、解約日が定例検針日である場合にも適用することといたします。

③適用する約款体系の変更

- ・2026年10月1日以降、「一般ガス供給約款」を適用しているお客さまのご契約内容は、「ガス基本約款(2026年度 新版)」および「一般料金契約」によるものといたします。また、「1.対象のお客さま」に記載の各選択約款を適用しているお客さまのご契約内容は、「ガス基本約款(2026年度 新版)」および各選択約款によるものといたします。

④小売供給契約の変更に関する事項の変更

- ・一般ガス導管事業者が定める託送供給約款が変更された場合、お客さまとの契約は変更後の内容に従うものとします。また、「ガス基本約款(2026年度 新版)」および各選択約款の規定と、変更後の託送供給約款の規定に差異がある場合は、託送供給約款の規定を優先して適用いたします。

以上のほか、契約内容の実質的な変更を伴わない文言調整や条文の整序等もあわせて実施しております。

3. 2026年10月1日付で新設・変更する約款

(1) 新設する約款

- ・ ガス基本約款(2026年度 新版) 約款はこちら
- ・ 一般料金契約 約款はこちら

(2) 変更する約款

- ・ ずっともガス契約 約款はこちら
- ・ 家庭用高効率給湯器契約《湯ったりエコぷらん》 約款はこちら
- ・ 家庭用ガス温水床暖房契約《暖らんぷらん》 約款はこちら
- ・ 家庭用コージェネレーションシステム契約《エコウィルで発電エコぷらん》 約款はこちら
- ・ 家庭用燃料電池契約《エネファームで発電エコぷらん》 約款はこちら

4. 本件に関するお問い合わせ先

【Web】お問い合わせフォームよりお問い合わせください。お問い合わせいただく際には、内容を入力後、お問い合わせ種別にて「26年10月約款改訂」をご選択ください。回答には一定のお時間を頂戴する場合がございますので、よくあるQ&Aもあわせてご確認ください。

【TEL】0570-000-690（ナビダイヤル）※IP電話等ナビダイヤルをご利用いただけない場合：03-6700-3308

受付時間 月～土 9:00～18:00（日祝・年末年始を除く）

※本変更に関するお問い合わせ専用の窓口です。その他のご用件については、弊社HP「よくあるご質問・お問い合わせ」をご確認くださいか、お客さまセンター（0570-002211）までお問い合わせください。

なお、本変更に伴うお客さまご自身でのお手続きは不要です。

5. その他

- ・ myTOKYOGAS にログインいただき、本お知らせをご確認いただいているお客さまは、マイページ内に記載されている供給地点特定番号をあわせてご確認ください。
- ・ 手数料のかからない口座振替またはクレジットカード払いへのご変更については、以下をご参照ください。

口座振替のお申し込みについては、こちら

クレジットカード払いのお申し込みについては、こちら

<ガス小売事業者> 東京ガス株式会社 (登録番号 A0020) 〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20
